

一時保護委託者登録希望者様

子ども家庭部長
(公印省略)

一時保護委託者の登録について（通知）

このたび、令和8年6月定例県議会において、鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例（令和8年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）が制定され、別添のとおり公布されました。

つきましては、条例において定めるもののほか、一時保護委託の目的を達成するために必要な事項を下記のとおりとしますので、登録を希望される場合はご留意いただき、所要の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

（担当：家庭支援課児童養護・DV室 石橋 電話：0857-26-7149）

記

1 登録の基準

（1）登録一時保護委託者の一般原則

- ア 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- イ 登録一時保護委託者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- ウ 登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。
- エ 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。
- オ 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

（2）設備の基準

- ア 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- イ 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- ウ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- エ 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- オ 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）

第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

カ 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

(3) 職員の配置

夜間、少なくとも職員1人以上を置かなければならない。

(4) 入所児童の支援等

ア 衛生管理等

(ア) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

(イ) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

(ウ) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。

(エ) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

(オ) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

イ 養護及び支援等

(ア) 入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談しなければならない。

(イ) 登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(ウ) 登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

(エ) 登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

(オ) 登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

(カ) 児童相談所長と協力し、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

(キ) 児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をしなければならない。

ウ 規程及び帳簿等

(ア) 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

①入所する児童の支援に関する事項

②その他施設の管理についての重要事項

(イ) 入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

(5) 事故等への対応

知事が設置する児童又はその保護者等からの苦情を受ける窓口は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させるものとするが、苦情の解決に向け、必要に応じて知事が協力を依頼した場合はこれに応じること。

2 登録手続き

(1) 一時保護委託者の登録の申請

一時保護委託者の登録を希望する場合は、一時保護委託者登録申請書（様式第1号）を家庭支援課に提出すること。

(2) 登録一時保護委託者登録簿への掲載

家庭支援課は、前号による申請書を受け取った際は、法第34条の22第4項に規定する登録拒否要件に該当せず、条例及び本通知で定める一時保護を適正に行うために必要な要件を満たす場合は、登録一時保護委託者登録簿（様式第2号）に登録し、その旨を申請者に通知するものとする。

(3) 登録一時保護委託者は、前号に定める一時保護委託者登録簿に掲載された内容を変更しようとする場合は、その2週間前までに、登録事項変更届（様式第3号）を家庭支援課に提出しなければならない。

(4) 登録一時保護委託者は、一時保護委託者登録簿からの削除を希望する場合は、登録一時保護委託者削除申請書（様式第4号）を家庭支援課に提出すること。

(様式第 1 号)

一時保護委託者登録申請書

鳥取県知事 様

一時保護委託者の登録を受けたいので、児童福祉法第 34 条の 22 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 職員の定数及び職務の内容

(1) 職員定数

(2) 職務内容

2 主な職員の氏名及び経歴

3 一時保護を行う施設の名称及び所在地

4 定款その他の基本約款 (申請者が個人の場合を除く)
別添のとおり

5 その他添付書類

(1) 鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例 (令和 8 年鳥取県条例第 24 号) 第 3 条及び一時保護委託者の登録について (令和 8 年 9 月 10 日付第 202600142903 号子ども家庭部長通知) で定める一時保護委託者の登録基準に適合していることを証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)

登録一時保護委託者登録簿

登録番号	第 号		登録年月日	年 月 日
	申請年月日 年 月 日		消 除 年 月 日	年 月 日
登録者氏名 〔 法人の場合は、 法人名及び代表者氏名 〕				
登録者住所 〔 法人の場合は、 主たる事務所の所在地 〕	電話番号			
一時保護を行う 施設の名称				
一時保護を行う 施設の所在地	電話番号			
職員の定数 及び職務の内容	定数	人	職務の内容	
主な職員の 氏名及び経歴	役職名	氏 名	経歴	
備 考				
登録事項の変更履歴	変更事項	変更年月日	変更内容	

(様式第 3 号)

登録一時保護委託者登録事項変更届

鳥取県知事 様

登録一時保護委託者の登録事項に変更が生じたので、児童福祉法第 34 条の 23 の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 変更に係る事項

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更年月日

(様式第 4 号)

登録一時保護委託者消除申請書

鳥取県知事 様

一時保護委託者の登録を消除したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 登録一時保護施設の名称

2 消除理由

3 消除希望年月日